

平成 16 年 度 第 10 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 9 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 10 回定例会議事日程

1 日 時 平成 16 年 9 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分

2 場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 36 号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

第 2 第 37 号議案 八王子市社会教育委員の解囑に関する事務処理の報告について

第 3 第 38 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

第 4 第 39 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

4 報告事項

・平成 16 年度特別奨学生決定及び一般奨学生の選定基準について

(教育総務課)

・第 38 回東京都市町村総合体育大会結果について (スポーツ振興課)

その他報告

第 10 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 16 年 9 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分

2 場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第40号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

第2 第41号議案 死亡者叙勲の推薦について

第3 第42号議案 八王子市公立学校長の措置について

第4 第43号議案 八王子市公立学校教頭の措置について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員長	（3番）	名取龍藏
委員	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	細野助博
委員	（4番）	齋藤健児
委員	（5番）	成田一代

教育委員会事務局

教育長（再掲）	成田一代
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田晴義
施設整備課長	穂坂敏明
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室指導主事	千葉正法
生涯学習スポーツ部長	高橋 昭
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当）	米山満明
生涯学習総務課長	
スポーツ振興課長	山本保仁

学 習 支 援 課 長	奥 野 光 孝
文 化 財 課 長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体 育 館 担 当)	福 田 隆 一
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	柳 田 実
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新 井 政 夫
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅 澤 重 明

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	嶋 崎 朋 克
教 育 総 務 課 主 査	小 柳 悟
担 当 者	石 川 暢 人
担 当 者	後 藤 浩 之

【午後 1 時 3 0 分開会】

名取委員長 本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 1 6 年度第 1 0 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4 番 齋藤健児委員 を指名いたします。

なお、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

また、議事日程、第 3 8 号議案及び第 3 9 号議案、並びに追加日程、第 4 2 号議案及び第 4 3 号議案については、議案等の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 日程第 1、第 3 6 号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、第 3 6 号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理についての報告の案件でございます。

これにつきましては、9 月 1 日に始まりました平成 1 6 年第 3 回市議会定例会へ市長が提出する議案のうち、教育委員会の所管分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づきまして、市長から意見を求められました。

8 月 3 0 日に照会がございまして、9 月 1 日に議案を送付したものでございます。本委員会にお諮りするいとまがなかったため、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条 1 項の規定に基づきまして、教育長におきまして臨時に代理し、8 月 3 1 日付で異議のない旨の事務処理をいたしました。つきましては、同規則第 4 条 2 項の規定によりまし

て、本委員会にこの承認をお願いするものでございます。

内容でございますが、こちらの意見聴取について市長あての文書でございますように、1つは、平成16年度八王子市一般会計補正予算(第2号)、2つ目が、八王子市陵南会館条例を廃止する条例設定でございます。

この1番目の補正予算につきましては、平成16年7月28日の定例会の協議事項として教育委員会の方で御了承いただいたものでございます。その内容につきまして、若干御説明させていただきます。

こちらの資料がございますけれども、補正予算の概要というA4の大きさの資料がお手元でございます。

これはページが飛んでおりますけれども、22ページでございます。これは八王子ニュータウン中央地域新設小学校の建設ということで、ニュータウン地域内の開発に伴う児童の急増に係る対応について、さまざまな観点から検討した結果、新たに小学校を建設することとし、本年度実施設計を行うものということで、設計に要する経費を補正予算として上げているものでございまして、1,500万円ということで計上したものでございます。

それから、これに関連いたしまして、当初七国小の増築ということで挙げておりましたけれども、これにつきましては、この中央小の建設に伴う増についての七国小の増築工事について中止するというので、実施設計及び構造計算委託料の200万円の減額ということで計上しております。

それから、3つ目には、自然科学資料保存活用ということで、旧稲荷山小学校を保管場所として、こちらに最適な室内環境を保持するために必要があるということで、ユネスコの基準に適合する空調設備を設置するというので、551万9,000円の補正予算の計上となっているところでございます。

2つ目の八王子市陵南会館条例を廃止する条例設定でございますが、これにつきましても、時期がさかのぼりますけれども、平成15年の12月に、委員さんの方にお諮りして御了承いただいた内容でございます。本年度末をもってこれを廃止するという条例でございます。

説明の方は以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。ないようでしたら、御意見でも結構です。

齋藤委員　この内容は、事前に配られたときに、私はわからないことがあって、望月さん

の方にお電話をして教えていただきながら、半分納得しながら半分納得できていないようなところもあります。今ここで討議をしても当然時間は足りないと思うので、何か時間があるときで結構ですが、最初にも出ています地方教育行政法の第29条というものの解釈を考えたいのです。これは、非常に難しいような気がします。市長が教育に関する歳入歳出予算を議案として上げるときには、教育委員会の意見を聞かなければならないという文面であるわけです。

そうすると、ここで今説明を受けた内容というのは、すべて定例会の中でも話し合われたということはわかっていますが、細かい金額の内容については、今までの会の中ではなかった。そこら辺をどう解釈するかというのはすごく難しいというような気がして、私も望月さんの方に質問したのです。これは法にかかわることですから、ぱっと今答えが出るとはとても思っていないけれども、ひとつ今後のこういう進め方、本当にいいのかどうかというのは、私は若干疑問を持っているということは申し上げておきたいなというふうに思います。

では、どうすればいいのかというのは答えが見つかっておりませんが、こういう問題の投げ方というのは非常にいけないのかもしれませんが、本来であるならば、こういう予算編成をしたけれども、どうでしょうかというようなものを教育委員会に1回通さなければ、市議会の中に議案提出はできないのではないかとこのように私は思うのです。

望月教育総務課長　予算の編成権、予算の執行権というのは、地方自治法の中で、ちょっと条文が何条かというのは出てきませんが、市長の担当事務ということで、市長が、この場合は、八王子市という地方公共団体の教育委員会とか、それから、選挙管理委員会、さまざまな執行機関を含めて、すべての地方公共団体を総括する形で予算の編成権、執行権を持っています。

予算を編成する際には、八王子市全体としてのバランスをとるということで、首長の方にその権限が与えられているというのがまず大前提にあるわけでございますけれども、その中で、教育委員会に照会する分につきましては、市長が教育長以下に、予算の編成といいますが、見積もりについて補助執行させるという規則がございまして、市長が教育委員会の予算を編成するに当たっては、今の法規上は、市長から教育長以下の職員にやらせて、市長の権限のもとで予算の編成をしていくという事務をとっておるところでございます。

そうした流れの中で、市長が予算の原案をつくって、議会に提案するときに、先ほど齋藤委員さんがおっしゃいました地教行法29条の規定に基づきまして、教育委員会の意見

を聴取するというので、市長の権限ではあるのですが、教育委員会の所管にかかわることなので、教育委員会の意見を聴取するというのが法の仕組みになっております。

ただ、その仕組みだけでは当然不十分だということで、教育委員会としても、内容についてあらかじめ協議ということで、教育長が市長に予算案を提出する前の段階で、できるだけ教育委員さんの方の意向を反映する形で協議事項という形で意見をとらせていただいているということでもあります。

ただ、その仕組みにつきまして、新しい地方教育行政法というのは、現在の姿になる何十年か前は、もともと教育委員会自体が予算を執行する権限があったという時代もありましたけれども、それから何十年かたって、予算は首長のもとで統括した方がよろしいという中でこうなったという経過がございます。そうは言いながらも、どういうふうに教育委員会の意向を反映していくかという点については、私ども事務局の方の諮り方についての工夫の問題ですとか、そういったことについて御意見をいただければと思っております。

齋藤委員 この話は、さんざん電話で望月さんにいろいろお聞きして、半分わかって、私の理解力がまだ足りないのしょうけれども、一石だけ投じておきたいという、今後の問題かもしれないという話し合いになったという感じはします。

小田原委員 今のお話は、齋藤さんが心配している事柄についての答えが出てこないから納得しないだろうけれども、流れはそういうことですね。だから、時間がないから、だから、教育長権限でやりましたよという形でやってほしくないというのがまず根本にあるわけです。前回こういう話がありますよというふうに議論はしたけれども、地教行法はあるとして、意見を求められたときに、その意見を教育委員会として十分議論して市長へ返すということはやってほしいということだと思っわけです。それはやりますと言ってくればいいけれども、なかなかこうですという話で済んじゃうと、そうですかというわけにはいかんだろうと思います。

これは、教育委員会制度は、今中教審でやっているけれども、教育委員会制度そのものにかかわる話だと思うのです。今みたいな形でやっていたら、こんなのは教育委員会にかける話ではないとなっていっちゃうと思うのです。

名取委員長 教育総務課長さんをお願いですけども、今のことを今後反映していただきたいと思っわけです、ぜひ……。

小田原委員 これは、もうちょっと言えば、ついでだから言いますけれども、教育長の懇談か何かで、教育委員会連合会が各教育委員会に、これらについて市長に意見を提出しろ

みたいな動きがあるけれども、各区市町村の教育委員会が本当にそういうことを市長あてに言えることをやっているのかということ考えたときに、そんなのは言えた義理ではないと思うのです。だから、我が八王子だけではなくて、各市町村が本気でこういうことについて考えるということは、事務局を含めてやってほしいなど。でなければ、国のそういうのに対して、ああしろ、こうしろなんてことは言っていられないと思うわけです。

細野委員　私は、市の財産にかかわることだから、ある程度市長部局の方の専権事項であっていいかもしれないと思います。むしろ我々がやることは、この中に「開発に伴う児童の急増に係る対応」でしょう。その対応をどうするか。むしろそっちの方にかなり精力を注いだ方がいいと思うのです。19年度開校でしょう。19年度開校するときに、どういう学校にするのか、市がつくって市が運営するのか、市がつくって民間がするのか、市がつくって市が運営するけれども、コミュニティスクールとかチャータースクールとか、いろいろあるでしょう。そういう実験的なことをできるのかどうなのか。

要するに教育特区のもう一つ別のバージョンです。そういうことをここでやれるなら、私は教育にそういう予算交付は全然反対しない。むしろ、投資だと私は思っていますから、これはどんどん市にはやってほしいのです。もっともっと八王子は教育に予算を使うべきだと思う。小田原委員がおっしゃったように、まだまだむだなところがたくさんありますから、それができて、初めて地方分権です。その中で、では、教育委員会は何をすべきか。つまり、箱がつくられたその中の運営の仕方とか、ソフトの面でどうするか。大事だと思います。我々は議論をまとめた方がもっと建設的ではないかなと思います。

名取委員長　このことは、今小田原委員さんがおっしゃったことは、今後の学校を開く上において、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思います。

齋藤委員　私も今細野先生がおっしゃったことは非常によくわかって、そういうものを考えるに当たっても、お金というのは当然切っても切り離せない話になってくる。それで、今のルールがいいか悪いか、私もわかりません。わかりませんが、ちょっとこの進み方というのは、ルールブックですから、ルールにのっとっているのかどうかというところがちょっと疑問だなという疑問を投げかけているのであって、すぐ答えというわけではないのかもしれませんが、少し検討の余地はあるかなと。だから、細野先生がおっしゃったようなことも、いろいろなことを話し合える場を持って、市長の方に出していくという手順をとっていくルールをしっかりとつくっておかないとまずくないかなという感じがするのです。

小田原委員　だから、これでいいです。ルールにのっとっていると思います。ただ、前から言っているけれども、この件については、新しい学校の形をつくっていきましょうよとみんなで言っているわけだ。その点については了解していると思うけれども、そういう話を市長の方に伝えてくださっているかということなのです。

成田教育長　市長の方も、教育委員会で補助執行させている部分と、それから、教育の内容については市教委の方にと、教育委員の方でよく協議してもらおうというようなスタンスはとっていただいています。私どもがここでそういうふうに協議する時間、そういうようなものをとれるように設定することが大事だというふうに思っていますので、御意見をいただいたところですから……。

小田原委員　だから、そういうことではなくて、中身を伝えてくれているかどうかということ。任されたら、では、いいというふうになって、だけれども、市長は知らないよという話では困るわけです。

穂坂施設整備課長　この件に関しまして、中央小の件に関しましては、私の方で経営会議に諮るときに、教育委員さんの御意見をその場で市長がいる席でお伝えをしております。そういった中で、こういったさまざまな検討をしているというふうなお話をさせていただいているところでございます。

小田原委員　念押しだけれども、そのときに、おれは聞いていないよと市長は言わないよねということですか。

穂坂施設整備課長　経営会議には、簡略ですが、議事録はとっておりますので、議事録の中で記されていると考えております。

細野委員　我々も市長との懇談があるときに、この話をした方がいいと思うのです。何年もない、3年ぐらいしかないのでから。

名取委員長　ほかに御意見はよろしいでしょうか。

では、ただいま議題となっております第36号議案につきましては、説明と、それから今委員さんからいろいろな意見が出ましたということで、これも加えて、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　では、くれぐれもその点はよろしくお願ひしたいと思います。

御異議ないものと認めます。よって、第36号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第2、第37号議案 八王子市社会教育委員の解嘱に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第37号議案 八王子市社会教育委員の解嘱に関する事務処理の報告について、小澤課長補佐より説明させていただきます。

小澤生涯学習総務課主査 生涯学習総務の小澤でございます。よろしく願いいたします。

平成16年8月25日付で、八王子市社会教育委員、山本素子より、退任届が提出をされました。

こちらですが、本人の申し出によります理由を一身上の都合とした退任届でございます。退任日を8月31日として提出がされました。

教育委員会にお諮りするいとまがございませんでしたので、教育長の臨時代理として事務処理をさせていただいたものです。

また、今後の補充委員につきましては、補充する、しないを含めて、また後日お諮りするつもりであります。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま生涯学習総務課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

小田原委員 一身上の理由というふうに出されたときに、もう受けちゃったということだけれども、慰留すべき事柄ではないと判断したわけですね。

小澤主査 はい、そうです。

名取委員長 ほかに御質疑、よろしいですか。御意見ございますか。

ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第37号議案については、生涯学習総務課の説明のように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第37号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、追加日程、第40号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する

事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 この議案は、平成16年第3回市議会定例会へ提出されます追加議案のうち、教育委員会所管に係る議案1件につきまして、法律の規定に基づきまして、市長から意見を求められたものでございます。

その時期については、こちらにございましたように、9月13日に照会され、昨日の議案の提出ということになったもので、時期が切迫しておりまして、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条の規定に基づきまして、教育長において異議ないものとして事務処理したものでございます。

これは、平成15年度八王子市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。お手元に大変分厚い、主要な施策の成果、事務報告書、それから土地開発基金運営状況調書、それから決算書と実施収支調書、それから事項別明細書、それがございますけれども、これが昨日議会に追加議案として市長から提出されたものでございます。

詳細につきましては、省略をさせていただきたいと思えます。平成15年度の教育費の決算額は179億6,465万円というふうにその資料の方で適正になされたということになってございまして、前年度に比べて9.7%ほど、19億円ほど減少いたしました。

内容につきましては、小学校費で、校舎の施設取得面積の減少によりまして7億8,000万円ほど減少、それから、中学校費でも同じように校舎の取得面積の減によりまして2億8,000万円ほど減少しております。

それから、社会教育費につきましては、国史跡、八王子城跡の保存整備の関係の償還の減少、これが8,000万円ほどございまして、全体として教育費の減少というふうになっております。

この内容で教育委員会に対して意見聴取がございましたけれども、決算認定ということでございますので、異議ないということで処理させていただきました。

以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。御意見もありましたら、どうぞ。

細野委員 先ほどのとおり……。

齋藤委員 そうですね。重なるところもあります。

細野委員 でも、地震対策は、もう少しスピードアップした方がいいと思う。

小田原委員　　どういふふうにしたらいいかということですね。事務局として、こういう形しかとれないというのか、もうちょっと何とかできるという見通しがあるのか、そこら辺はどうですか。

望月教育総務課長　　この決算の関係につきましては、市長が市議会に提出するという意味合いでございますけれども、決算書の数値そのものは、これは客観的なもので、それが市議会の審議そのものの対象といたしますか、いいか悪いかということではございませんで、決算認定というのは、そのような決算であったことについての市長の政治責任といたしますか、それが問われるということで、否決されたからといって、決算が成立しないという性格のものではないというふうにされております。

　　したがいまして、決算認定の主なものは、これまで15年度の予算を執行してきた全体の予算運営についてのそれについて、もちろん決算書という数字は出すわけですが、決算の内容について御審議いただくというのが市議会への提出の内容になるわけですが、前もって教育委員会の方に意見を聞くというのは、その内容について教育委員会として決算に当たったの所見を問うという意味だというふうに思っております。

　　今後の改善点については、今のところ、今すぐに答えられないですが、市長が市議会に提出するというのは、そうした意味合いを持って地方自治法が設定されている中で、それをどのように教育委員会が関与していけばいいのかということは、今の段階では申し上げられなくて申しわけないですが、そのような意味合いの中で、どういふふうを考えていくかということこれから委員さんの意見を踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

齋藤委員　　つまり、確かにすぐに時間がどんどんたっていってしまいますし、流れをとめるわけにはいきませんが、これは本当に難しい問題ではあると思いますが、ただ、素朴な考え方として、先ほど細野先生がおっしゃったように、こういう計画でいくためにはこういう予算が必要だということは、切って切り離せないじゃないですか。だから、政策がまずあって、この政策を実行させるためにはこんな予算では全然足りないぞとか、そんなに金は要らないとかという、そういう話というものがあって、初めて現実化されるというふうな……。

　　現状はというと、内容のことについてはいろいろと話し合っても、それに対してお金というものが、事務局の方々がいろいろと苦労して予算組みしてくださっているわけですが、それが適正かどうかということころまではなかなか話ができないような気がするの

す。

では、それを話し合う時間が現実的にあるのかということ、何かその辺でわざわざ流れをとめてまで、臨時委員会を開いて、さあ、どうだという必要性があるかどうかということになってくると、これもまた、スピードの流れをとめてしまってもいけない。そのところは非常に難しいということは私もわかります。でも、何かうまい方法を考えていくという姿勢は必要なんじゃないかなという感じがします。

小田原委員　つまり、これについて、9月十何日に、市長から意見聴取の要請が来たわけでしょう。もうこれは印刷されちゃっているわけでしょう。それについて、私たちに意見を求められて、意見を言ったところで、何とかなるのですか。ならないでしょう。だから、そうすると、地教行法の29条そのものに意味がないわけだね。

20行に満たないのに、3枚紙を使っているわけです。みみっちい話だけれども。手続だって、大変なわけですよ。だから、そんなものはなくしちゃえばいいわけだね。形骸化していることをあえてやらせているということはまずいと思いますよね。

細野委員　予算というのは、教育行政に対する企画から実施のための資源になるわけだね。実際、それが実施されましたか。それが金銭のシートになって出てくるのだから、決算というのは、当然教育行政について、年度のどういうことが達成されて、どういうところが積み残しになりましたというのとちゃんと対応させて、その資料を我々にくれるというのが一番大事です。そうしたら、もうここはやる必要はないわけですね。それをやってほしいというのは我々の総意です。そういうようなことを我々の議論の中とスケジュールの中に組み込むことができるかどうか。

小田原委員　5、6月の時点に、そういうことをやってほしいわけ。次年度の予算を編成する議論をする際の材料として……。

望月教育総務課長　先ほどの説明はちょっと不十分だったところがございます。今細野先生がおっしゃったように、予算で設定して、その予算の目的に沿って、その目的が達成できたかどうか、その財政運営が適正に行われて、また効率的に行われたのかということが、もちろん予算の決算認定の議会の一番大きなところでございます。

教育委員会所管分につきましても、これも先ほどのお話ではございませんけれども、基本的に決算の調整というものは市長の権限で、また、教育長の方に補助執行でやっておりますけれども、その過程で、一定程度こちらは特に主要な施策の成果というこちらの方でございますけれども、教育費の分で、幾つか大きな項目について、このような事業を行っ

たという大きな項目がございます。それについて、前もって市の動きの中で、教育委員さんの意向をこの中に反映できるような場を来年度以降、できるだけ入れていきたいというふうに思います。そうした中で、例えばこちらの記述について、反映できるものは反映していきたいというふうに思います。

細野委員 細かいものは要らないと思うのです。本当に大つかみでできるやつで、施策なんて、政策でいいと思うのです。施策は皆さんがやるべきであって、細かいところで、我々の声を示してほしいと思います。

小田原委員 実質的にはやっているじゃないですか。やっていると見ているわけでしょう。例えば、重大施策は手入れしてほしいという中で、前年度の実績を踏まえて、今年度これをしたいと私たちに提示してくれているわけだよね。だから、そのところで終わっているという判断が多分あると思うので、それでいいと思いますけれども、そういう形で、ただ、こういうものが改めて出てくるところに、あれれと、どうしようもないものを出されても困るよという話ではないかなと思うんです。

だから、齋藤さんがこだわるのは、私もそこはわかります。しょうがない、教育長決裁でいいですよという一言で終わるような形で済めば、それはそれでいい。私は構わないと思う。

名取委員長 ほかに御意見、よろしいですか。

では、ほかに意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第40号議案については、説明のように承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第40号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、追加日程、第41号議案 死亡者叙勲の推薦についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 指導室長でございます。第41号議案 死亡者叙勲の推薦につきまして、説明につきまして担当の新井主査の方から御報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

新井指導室主査　それでは、第41号議案について御説明を申し上げます。

本案は、元本市立榎原中学校長、小松峯雄氏が、本年9月6日に逝去されたことに伴いまして、故人に対する死亡者叙勲の推薦を行おうとするものであります。

故人である小松峯雄氏は、大正11年7月10日生まれ、昭和17年に、東京市向原国民学校訓導に任命された後、兵役を経まして、昭和21年に、由井国民学校、これは現在の由井第二小学校でございますが、こちらの訓導に任命をされております。

その後、中学校教諭に転じまして、本市立第三中学校及び第五中学校の教諭、その後、恩方中学校、横山中学校の教頭を経て、昭和55年から榎原中学校長を3年間務めました後、昭和58年に御退職をされております。

そして、本年9月6日、臓器不全という死因により82歳で御逝去されたものでございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御意見がございましたら。

小田原委員　向原というのがあるの。

岡本学校教育部参事　板橋区です。

名取委員長　ほかに御質疑ございますか。なければ、御意見はどうですか。

齋藤委員　意見としては、本当に素朴な、こういう議案が出るたびに感じるのですが、この先生の功績が、私は面識はございませんけれども、先生がすばらしい先生であったとするならば、昭和58年に御退職なさっていらっしゃって、本当に功績がすばらしいならば、本当は御存命のうちにちゃんとその功績をたたえてあげるべきだな、と感じます。10何年間、ずっと亡くなるまで、お亡くなりになってからこういうものというのは、市民感覚の素朴な感想ですけれども、58年に御退職なさっているなら、もっと何で早く御存命のうちに労を表彰できなかったかなんてことは、素朴に感じます。いろいろとルールがあるでしょうけれども、全く素朴な疑問です。

小田原委員　叙勲のときに、推薦されたのかな。そんな記録があるのかないのか知らないけれども、多分されなかったのですね。校長を3年だよ。今までの経験は、全然相手にされなかったと思うわけです。亡くならないと勲章をもらえないのですね。

齋藤委員　何か素朴に感じるだけで、いろいろなルールがあるのかどうか分からないのですが、せっかいいい先生であるならば、御存命のうちに……。

名取委員長 そんな意見ということでお聞き取りいただければ……。

ほかにございますか。ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第41号議案については、御説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第41号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 引き続きまして、報告事項となります。

教育総務課から順次報告願います。

望月教育総務課長 報告事項資料（教育総務課）を御配付させていただいておりますけれども、それに基づきまして、平成16年度八王子市特別奨学生の決定、それから、17年度の八王子市一般奨学生の選定基準について、去る8月18日に奨学審議会が開催されて、この議を経まして、教育長の方に答申がございまして、教育長において決定いたしましたので御報告いたします。

嶋崎教育総務課主査 では、説明させていただきます。教育総務課の嶋崎でございます。

まず、先におわびを一言申し上げます。報告事項資料の中に誤字が1つだけありまして、題名の2行目の「八王子市一般奨学生の選定基準について」と、「に」が抜けておりましたので、大変失礼いたしました。

では、説明させていただきます。まず、平成16年度八王子市特別奨学生の決定についてということでございます。

今回の申し込みの基準につきましては、現在高校2年生に在学する奨学生のうちから、高校1年次の全成績につきまして、成績優秀な者という条件で、各高校の校長から推薦をいただいております。

応募総数が、高校2年生の奨学生104名中54名応募がございました。先日の奨学審議会の答申に基づきまして、9月1日付の教育長決裁によりまして15名の特別奨学生を決定したところであります。

この報告事項の中の1番、決定者数、15名中、公立が13名、私立が2名ということでございます。

選定方法、成績表評定の高い順に序列をつけて上位15名で、成績評定が同じ者につい

ては税額の順、所得の順にそれぞれ低い方から決定をしているということでございます。

参考に、決定者の成績状況の平均評定は4.6ということでございました。

次に、八王子市一般奨学生の選定基準につきまして、2枚目の資料をごらんいただきたいと思えます。

奨学審議会の中で御議論いただきまして、平成17年度の選定については、下記のとおり扱うことといたしました。

所得制限をつけて募集しまして、それは従来どおりですが、一定の成績以上で、一定の成績というのは、成績評定が3以上ということで設定しまして、これらの者の中から採用する。

次に、従来どおりの選定基準によりまして配点をしまして、同点の者につきましては、成績評定順に序列をつけます。

序列につきましては、定員数前後、定員が100名ということでございますが、その100番、101番、そのあたりの順位につきましては、税額の低い順か所得額の低い順ということで序列をつけて採用するというところでございます。

その下の表につきましては、平成15年度までの選定基準、16年度、17年度ということで比較をさせていただいております。

所得制限につきましては、それぞれ所得制限をつけて募集します。

成績評定につきましては、17年度から、一定の成績以上ということで、成績評定が3以上ということにさせていただきます。

配点方法につきましては、これまでどおり、総合100点としまして、学力と経済状況をそれぞれ50点、50点という割合にいたします。それぞれの内容をまた成績評定が40点、学校所見を10点、所得状況を40点、家庭状況を10点という点数づけをしております。

序列のつけ方、100番前後のところは判断の基準になろうかと思いますが、15年度では、1番が税額の低い者ということでしたが、16年度では、成績評定の高い者から最初に序列化をしまして、次に税額の低い者、最後に所得の低い者ということで序列化をしました。この序列のつけ方を17年度も同様に行っていく、そういうやり方になります。

以上で説明は終わらせていただきます。

望月教育総務課長 追加させていただきますと、この選定基準につきましては、本年2月に、選定基準について幾つか委員さんの方から意見を伺っております。成績が悪くてもや

る気がある者に対して、そうした選定基準をというふうな御意見もございました。私どもの方も、そうした提案を審議会の方にも投げかけてはありましたけれども、基本的にお配りしました支給条例がございますけれども、結論的には支給条例の大きな枠組みがございます、この条例の根本になっておりますのは、成績良好ということ、それから、「身心健全にして」これは第1条がございますけれども、「経済的理由により修学困難なものに対して」支給するということ。

それから、下の方の支給条例の施行規則がございまして、第3条の(1)に学業成績とございまして、この中で「将来良好な成績をあげると認められること。(おおむね同学年の平均水準以上であること。)」というのがございまして、こんなことから、3以上ということは、条例の趣旨からすると、それから下げるとするのは難しいのではないかなということと、それから、やる気のある者ということで、事務局として、例えば作文というふうなことも考えたのですけれども、実際には測定が難しいということもございまして、現時点ではこんなところで落ち着いたという、条例規則の趣旨からすると、このようなことでやろうということで、このような方向性になったということでございます。

以上でございます。

名取委員長　　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

何か御質疑ございますか。

細野委員　　私は、成績の評定を入れたのはいいと思うのですけれども、2番、3番、税額の低い、所得の低いというのがありますよね。税額の方を持ってきて、所得の方を下の方に持ってきていますけれども、これは何か特段意味があるんでしょうか。税のそこは統合算定だから、量とかそういうものとは違いますでしょう。なぜ所得の方を前に持ってこなくて、税額の方を上の方に持ってきたのか、そのあたりの合理的な説明はどうなっていますか。

嶋崎教育総務課主査　　市の制度の中で、一般的に基準を設けるときに、市都民税の基準とこのを使うことが多いという例がございます。その場合、市都民税の額によりまして得点づけをしまして、それで先にしました。その同じ税額の中でも、所得状況というのは変わる場合がありますので、所得状況はこんなふうにして見ていくという方法をとっています。

望月教育総務課長　　税額で見ると、例えば同じ所得でも扶養がたくさんあるとか、さまざまな控除がございますので、所得より先に経済状況を税額の方がより反映しているという

ことで、さまざまな控除がございますので、そんなところで、経済状況を見るのにそちらの方から優先して、次に、税額が同じであれば、所得の低い方を選ぼうということで、一応優先順位で、そのような選び方の方が経済状況の低い者から序列をつけられるだろうという判断でございます。

細野委員 それはわかりました。ただ、所得の状況と控除の状況は結構パラレルでして、しかも、税額を推定するときは所得によるわけでしょう。それも前年度ですよ。そういうのから見たら、私は合理的だとは思わない。

小田原委員 趣旨はどういうことかという、成績良好というのが最初に来ちゃっているけれども、実際奨学金制度というのは、学校に行きたくても経済的な理由で学校に行けない者に対して学校に行けるように応援しましょうということだと思えるのですよね。そのときに、所得とか税額的に、今お話しのように、今困っている。高校1年のときの成績をもとにしてというふうには言っちゃっているわけだから、成績は去年のでもいいけれども、ことし、行けるのかどうか。お父さんが、今まで職についていたけれども、リストラに遭っちゃったなんていったときに、応援しなきゃいけない。そういうことは加味されているのかどうか。

17年度から、成績が入ってくるという、これまた物すごくクローズアップされてくるので、本当にどういうふうな議論があったということ踏まえていかなきゃいけないだろうけれども、そこら辺の現在の状況がどうなのか、国の方も十分考慮しているのか。家庭状況の実態というところで、10点だけでいいのかという、そこら辺はどうですか。

望月教育総務課長 こういった所得の状況について判断するという場合、どうしても資料として得られるのは、過ぎてしまったものを資料として得というのが一番ベーシックなものになりますけれども、それに加えて、例えば就学援助なんかの場合ですと、基本的には前年度所得になりますけれども、現在、例えば失業したというふうなことも、それは就学援助の場合支給対象にはなっておりません。

これについては、序列をつけたときに、備考欄で現在そういうふうなものがあれば加味するという程度で、ほんの少しは加味できる状況ではございますけれども、客観的な基準としては、過去の資料に頼らざるを得ないというところがございまして、現実的なところで、現在の状況をそのまま反映したものではないというところについては、客観的に見る上でなかなか難しいかなというふうには思っております。

ただ、細野先生がおっしゃった所得と税額がパラレルな関係にあるというところについ

ては、もう少し研究をしなきゃいけないかなというふうに思います。

小田原委員 これは一つ大事なことだと思っけれども、月額1万円に、特別がつくと3,000円が支給されるだけですよ。だけなんて言っはいけないけれども、年額で20万円はいかないでしょう。私立の生徒が2名だけだというのは、例えば私学の場合に、成績がよくて困っているという人には、100万円単位の学費を免除するとかいう制度にしていますよね。だから、こっちももうちょっと考えなきゃいけないのではないかなというふうには思います。

だから、本当に困っている子供たちがどのぐらいいるのか、援助しなきゃいけないか。そういうところをもうちょっと調査してやってほしいですね。

細野委員 だから、薄く広くじゃなくて、本当に実効性のある政策としてですよ。

小田原委員 そういうことを考えていかなきゃいけないのではないかな。

名取委員長 これは、金額が決まったのが、もっと経済状態の低い時代に金額が決まっていますか。そういうことはないですか。

坂本学校教育部長 この金額も、歴史を追っ上っ来てはおりますけれども、大体都立学校の授業料程度の額をトレースしているという形で決まっております。都立学校の授業料の月額を支払うことができる程度の学費というところで、改定額……

名取委員長 この17年度は、もう決まっているわけですよ。この間の審議会で決定しているわけですね。

望月教育総務課長 これは、実は募集の手続がございまして、きょう報告ということで事後的になっ大変申しわけないのですけれども、準備とすると、印刷にかけなければいけないものなので、そんなことでは進めさせていただきます。

細野委員 その奨学審議会の方には、我々の意見が当然反映するのですか。

望月教育総務課長 もちろん、伝えます。

細野委員 ぜひ根本的に考えてほしい。今小田原さんが言っことも、経済水準をもう1回考えてほしいですね。

望月教育総務課長 委員さんおっしゃったことにつきましては、これは先ほど説明の中でもありましたけれども、もともと市長の権限の事務を教育委員会に委任されているという関係でございまして。ただ、これは、条例にかかる事項でもございまして、単に奨学審議会ということではなくて、市の全体の問題だというふうに考えて、今の委員さんの意見をもっと少し私どもの方でもいろいろな資料を取り寄せながら、あるいは改めて御審議いただ

くということも含めて、市長の方にも上げていきたいというふうに思います。

細野委員 これは面接もやりますか。

望月教育総務課長 実施しておりません。

細野委員 そんなやり方とは言わないけれども、考えてほしい。

望月教育総務課長 17年度は、こういう言い方で申しわけないですけども、日程的に進めさせていただいて、また条例の枠もございますので、そんなことで進めさせていただきたいと思います。

小田原委員 さらに言えば、審議会の委員は教育委員会で決めているわけだけれども、何回も言っているけれども、審議会の皆さんが本気で奨学金をどういうふうに考えて、そして、それをもって人材を育てていくかということを本気で考えていると思うのです。私なんか、貧しい子供だったから、奨学金で今があると思っていますので、こういうのは本気で考えないといけないなと思っています。

名取委員長 そういうことも踏まえた上で、よろしくお願ひしたいと思います。

名取委員長 続いて、スポーツ振興課から報告願ひます。

山本スポーツ振興課長 資料はございません。スポーツ振興課の山本でございます。

多摩地区の全市町村の参加する市町村の総合体育大会というのがございまして、その体育大会におきまして、八王子市が、平成12年から16年までの5年間連続で総合優勝したということで御報告をさせていただきます。

同一市町村が5年連続で優勝したというのは、大会38年やっているわけですが、初めてのことで、38年の歴史の中で快挙だということになると思います。

手元に資料がなくて申しわけないのですが、八王子市が1位ということで、得点で集計しておるわけですが、2位の町田市と大きな差をつけて優勝しております。今後は、東京都の区部の皆さん方も参加する都民体育大会、そちらの方で、上位、できれば優勝をということで皆さん方の健闘を、それを目標にして今後レベルを上げていきたいと言っているところでございます。

ちなみに、都民体育大会では、昨年八王子市は第4位、それが一番よい成績でございました。ことしは、残念ながら7位ですが、そんな状況でございます。いずれにしましても、多摩地区の中では八王子市のスポーツレベルが高いということは証明されたというふうなことで、先日市長の方にも報告がございました。

以上でございます。

名取委員長　ただいまスポーツ振興課の報告は終わりました。

本件について、御質疑はございますか。

小田原委員　いい話だと思えますが、国体で天皇杯、皇后杯をもらっているところはどいうところかという、答えられますか。どこですか。要するに、総合優勝するところはどこかという...。

山本スポーツ振興課長　大体開催県か東京になります。

小田原委員　東京ですよ。何で東京都が天皇杯、皇后杯をもらえるかというのは、どういことだと思えますか。

山本スポーツ振興課長　参加者が多いということです。

小田原委員　参加者が多いということですよ。スポーツレベルが高いということと言えるのだろうか。

山本スポーツ振興課長　それもあと私は思っています。

小田原委員　八王子が何で総合優勝5連覇したかという、これは要するにスポーツ人口が多いわけです。東京と同じなのです。だから、私は5年前にさかのぼって、何で総合優勝しなかったのか、38連覇していいはず。なぜできなかったのかということ聞いたときに、喜ばしい話の中でこういうことを言っはいけないけれども、単純にスポーツレベルが高いという話ではないと私は思うわけです。

今は結果としてそうなっていると思えますけれども、だから、維持していくという話があったから、どうやって維持していくのかとか、あるいは八王子だけが総合優勝していいわけではなくて、これは全国的に体力をどんどんつけていきたいという話に持っていかなきゃいけないだろうと私はそういうふうに思うのです。

翻って、学校体育は何をやっているかという話です。体力がだんだん下がっているというのは、学校として一体何なのか。私は学校体育不要論者だけれども、ただ、今あるとすれば、体力が下がっているというふうに言われていて、何をやっているかという、学校体育は基礎体力をつけることをやっていないのです。そのようなことを含めて、スポーツ振興をぜひ頑張ってください。

名取委員長　この総合体育大会で実施されている種目数は何種目ぐらいですか。

山本スポーツ振興課長　男女合わせて18種目です。

名取委員長　そのうち八王子は何種目ぐらいですか。

山本スポーツ振興課長 一応17種目に出しております。

名取委員長 1種目出場していないというのは何ですか。

山本スポーツ振興課長 それはバレーボールでございまして、バレーボールの男子が9人制で試合がありますけれども、八王子市のバレーボールは6人制でやっているために、ちょっと参加できないということを聞いております。

先ほど小田原委員さんからお話をいただきましたけれども、一応18種目のうちの4種目が優勝、6種目が準優勝ということですので、レベル的には……。

優勝については、もっとふやしていくという方向で皆さんそれぞれが頑張ってくださいしております。

なお、きょう、5連覇の優勝祝賀会がございますので、そちらの方でも、各参加連盟の団体にはハッパをかけておきたいと思います。

小田原委員 私がこんなことを言っていたなんて伝わると、暗がりを通れなくなるかもしれない。

山本スポーツ振興課長 八王子の学校のスポーツ関係につきましては、スポーツ振興計画がおくれておりまして申しわけないですけれども、スポーツ振興基本計画の中でも触れていきまして、八王子市のスポーツ振興をより高めるためにも、子供たちのレベル、そういったところからスポーツレクリエーションの振興を進めなければということは考えておりますので、また御意見をいただければと思います。

名取委員長 ほかに何か報告する事項はございますか。

小田原委員 漏れちゃったけれども、文部科学省からいじめ、校内暴力の報告がありましたよね。あれは、東京都とか八王子の公表できる部分というのはあるのですか。

坂本学校教育部長 後ほど懇談の中で取り上げたいと思っております。

小田原委員 八王子ではどうだということをいずれ公表する。それを検討してほしい。

名取委員長 以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

齋藤委員 時間もいろいろと押し詰まっていると思いますので、2点ほど提案というか、今後の教育委員会の中で話し合っていきたいなという問題を提起させていただきたいのですが、1点は、まず、旧丸井ビル跡地の使用の問題です。教育委員会というのは、私もここで皆さんの御意見を聞いていきたいと思いますが、どうしても学校教育のことについてたくさん語られていることは多いのですが、社会教育というのも、これからの八王子市をどうやって見ていくかということは非常に大きな問題だというふうに思います。

私は、地元で生まれて育って見ていますと、本当に平たく言わせてもらいますと、八王子駅の北口がどんどん品がなくなっていくというか、それをすごく悲しく思っています。その中で、八王子駅の顔である北口の前のあのビルの後がどういうふうになっていくのかというのは、これから教育委員会も見ていかなくてはならない、真剣に討議していかなくてはならない内容であるような気がしてならないのです。

それが、8月10日に、いきなり新聞発表があって、どうもパチンコ屋とゲームセンターになりそうだというような公表がありました。それを受けて、うわさで、なりそう、では話にならないので、実際どこまでなっているのかということを一先懸命調べようとするのですが、実際の話が出てこないのです。

私は、きのう、あちこちに電話をかけてほとんど1日終わってしまいましたけれども、現場に行ってみますと、既に工事は始まっています。解体も始まっていて、新聞報道によると、12月には既にオープンすると書いてありますが、アミューズメントパークだとか、一体現実的に何が入るのかというものをどこも正式に教えてくれない。資料が出てこない。これに対しては、遺憾というか、すごく悔しく思っています。

八王子市がどこまで資料を持たれているのか、きょうの段階でも、ぎりぎりまで調べて、建築指導課の方にもいろいろと資料を出していただいたのですけれども、これでも建築主はわかりましたし、コンサルティングの会社もわかったのですが、一番具体的な内容でも、地下1階から3階までが遊技場としか書いていないです。何ができるかわからないのです。

仮にパチンコ屋だとするならば、あのA館、B館の4メートル道路を隔てた南側に入院施設を持った多摩総互病院があります。私のつたない資料を集めながら読んだ中の例の都条例の風営法というのがある中では、入院施設を持った病院の20メートル以内ではパチンコ屋の営業はできないと明記されています。これは当然4メートルしかありませんから、判断する中では、あそこにパチンコ屋はできないのかなというふうに私は思いますが、これはどこの段階でどう発表になって、既に間に合わなくなってしまうのか。

あそこに、あのビルが本当に地下1階から3階までがゲームセンター及びパチンコ屋になってくると、ますます八王子は死んでいくなという予感がします。何か教育委員会としてそれを黙って見過ごしていいのかなと、今の段階の正式な情報が全く出てこないでわからないということに非常に悔しい思いをしています。今後、突然こういう発表をしても困ると思いますので、事務局の方々にもできるだけ正確な資料を出していただいて、これは私は個人的な意見を言わせていただいていますけれども、他の委員の皆さんの意見

をまとめて、教育委員会としてどういう姿勢を出していくのかということをはっきりしていききたいなというふうに私は思っているのです。このまま黙ってあの場所にパチンコ屋、ゲームセンターをつくらせることについては、私は個人的には非常に大きく反対したいというふうに思っています。

細野委員 中心市街地活性化法とか、まちづくり3法というのがありまして、改正都市計画法というのがあって、大規模店舗立地法と、3つでやっているのです。その3つで、中心地の活性化を図ろうと思ったら、なかなかだめで、ほとんど失敗です。今、総務、国土、それから経産で54億円くらい使って中心市街地をもう1回再活性化ということを今度は事業ベースで出しましょうと、もう市に出すのはやめたと。企業とかそういうところに出しましょう、ここでやってくださいというふうなことを今起案しています。

ですから、そういうところでやるときに、例えば市の産業振興の方と教育委員会とか何かみんな一緒にやりまして、まちづくりと人づくりというのを両方やりましょうと。そこで、さっきも話したけれども、経済問題として総合学習をやってもいいじゃないですか。そんなことをやってもいいと思う。

だから、今おっしゃったような風営法もあるけれども、ただし、これは、憲法ともひっかかる。職業の選択の自由とか、いろいろなことがあったりするし、私有財産のこともあるから、物すごく難しい問題になると思います。ですから、そのときに、先手を打って、どういう形で中心市街地の活性化を市民の皆さんと一緒にやるかということ縦割りではなくやっていかなきゃいけないかもしれませんね。それは、我々の方で当然やったっていいはずです。ぜひ私も話し合っしてほしいと思います。

齋藤委員 本当にありがたいお言葉で、私もそう思って、ただ、どこにどういうふうな計画を考えて話し合おうとかという以前の段階で、情報が出てこないというのは本当にびっくりしました。私もいろいろなところにお電話して、ちなみにこれも時間があれですからざっと言いますと、風営法というのは担当が警察ですね。指導課ではなくて、警察が決定権を握っているらしいのですが、八王子警察に電話を入れたら、警視庁にかけてと言うので、警視庁にもかけたら、またそれは八王子警察だということで戻されまして、結果的に八王子警察に聞いたところによりますと、あくまでも営業を許可するかしないかは風営法であって、計画をどう進めても関係ないと言うわけです。

仮に病院の隣にパチンコ屋ができて、営業さえしなければ風営法は関係ないということとです。営業するというときには、見にいけますよと言うのです。それまでには警察は何

にも言う権利もないし、何も言えないという状況で、八王子警察は全くこのことについてはノータッチ、全く意見は申し上げられないということと言わない。指導課の方も、民間委託で建築の認可を出しているのに、八王子市には全く詳しい図面等のものはないそうです。

だから、本当に詳しい資料が出てこないことに対して憤りを感じるので、まず、現状がどうなっているのかという正しい情報を得て、では、それをどうしていったらいいのか、このままでいいのかどうかという話を教育委員会の場でしっかりしていきたいなというふうに私は思うのですけれども、それをぜひ今後の提案にさせていただきたいと思います。

細野委員　ですから、都市計画法なんかでは、風俗営業というのは学校の近くとかにはないでしょう。だったら、ああいう店舗の近くにキャンパスなんかを持ってくることはできないということがあるわけです。いろいろな知恵が使えるわけ。だから、憲法問題も非常に難しいのです。このままでいかないようにして、どういう形で進めるかということをやっつけていかなきゃいけない。その点では、教育委員会では非常に大事です。

成田教育長　今齋藤委員さんの方から、その他ということで貴重な御意見をちょうだいしたんですけれども、確かに委員さんが御自身で資料を集められるのは大変だろうと思いますので、もし、本当に教育委員会の方に、私どもが協議していただく、あるいは懇談していただく内容だけでなく、事前にこのようなというようなものがありましたら、先にいただいて、私どもの方でできるだけ資料、現状はどうなっているのかという部分で先にお示しできるような形をこれからとってまいりたいと思います。

齋藤委員　それについては、この1カ月間定例会がなかったものですから、ただ個人的には後藤さんや小澤さんや、どんどん電話をかけて、資料をたくさん集めてくださっています。ただ、それでも出てこないところがあって、いろいろと協力をいただいています。そんな中でいろいろと電話をしたり、どうなっているんだろうねと。しかし、それでも出てこないのです。

細野委員　でも、ビジネスをやってれば、出さないでしょう。

小田原委員　例えば丸井という固有名詞が出ちゃったけれども、丸井が閉鎖されたときに、では、あれをどうするかというものを市全体で考えることができたか、できなかったかということですよ。もう今となってはだめだと思います。解体が始まっちゃっているということは、新しい建物ができるから壊しているわけで、壊れるのだから何十億とかかるわけですから、壊すのに、多分20億円ぐらいかかっているのではないですか。それをかけ

て、今度は新しいものをつくるというわけだから、そういうふうになったときに、何になるかなんて、まず言わないです。出さないだろうと思います。知っていても、出さないだろうと思います。

閉鎖になったときに、これはどうするか。もう閉鎖になるとときには次を考えて閉鎖していくだろうと思いますけれども、だから、それを市で買い取ることができれば何とかなるけれども、買い取れなかったら、もうどうしようもない話になってくる。だから、市の予算だけで難しければ、国だとか都とか、あるいはもっと全体企業だとかを含めて、八王子のまちづくりをどうするかという観点で考えれば、こういう問題と絡んだらうね。教育委員会も、もちろんその中に加わっていく。改めてまちづくり、人づくり、考えていかなきゃいけないだろうなと思います。

名取委員長 八王子の教育の根本にかかわることですから……。

小田原委員 後から学校づくりの話、増築だとかいろいろな話が出てくるだろうけれども、場当たりのことをやっているような感じがしてしょうがないので……。

齋藤委員 今小田原先生が、もう間に合わないだろうなという話も出ましたけれども、私はあきらめずに、今から確かにスタートは遅かったでしょうけれども、最後まで教育委員会としてできることはどこまでやれるか、見守っていきたいというふうに思います。

細野委員 教育委員会とはというのを、それはやめなきゃならない。だから、産業振興とか、市民協働とか、そういうところとやっていかないと、無理だと思う。だから、縦割りをなくすためにはどうするかということ……。

小田原委員 市民会議みたいなものがあって、産業振興を含めて、そんなところでどうするか。最近、変貌する立川みたいな新聞記事も出始めたので、変える市民的動きの中でまちづくりが行われているのと、八王子の差をつくづく感じたもので、どういうふうに動かしていくか。私も頭がこんがらがっているのだけれども、どこから動かしていこうかなど。

成田教育長 今齋藤委員さんの教育委員会あるいは学校教育、社会教育、健全育成、その視点からというよりも、もっとまちづくり、人づくりの点からも、私は引き込む方がよしいかと。では、どうすると言ったら、まだ見つからないですけれども、そんなところも感じていますけれども、できるだけ情報や状況がわかるような資料というようなことがあったら、なるべく早く、この場にお出しできるような指示をいただければと思います。

細野委員 だから、その点で、関連しているけれども、防犯マップとかをつくらうという話があったでしょう。教育委員会としても、ホームページをつくって、今度GISという

地図情報システムがある。多分年度内にただで配られると思います。ですから、それを十分使って、警察と音頭をとり合ってやる。そうすると、今度アミューズメントができると、またひたくりとか何かがふえるでしょうというような形でアクションをかけていくしかないかもしれない。いろいろあると思う。たくさん使って、まちのちょうど正面ですから、考えていってほしい。ぜひ防犯のためのネットワークづくりということを教育委員会としてまず進めた方がいいと思います。商店街のフットワークは余りよろしくない。ですから、我々がやっていくのが一つの手かもしれない。そうすると、ほかのところもついてくるかもしれない。

齋藤委員　ぜひよろしく願いいたします。それを1点提案させていただきます。

もう1点、よろしいですか。話はかわって、これは前回の定例会のときにも、懇談会のときに言ったのか、ちゃんと定例会のときに言ったのですね。例の鹿島、松が谷、三本松の3つの小学校の統廃合の件について、教育委員会というのは、我々教育委員の任期というのは4年しかありませんから、メンバーが入れかわると思いますが、先ほども出ているように、長期的にいろいろと話し合っていて、先人の方々がいろいろと決めたことを引き継いでいって守っていかなきゃならないというものはあると思うのです。

それが時代背景で何か物事を変えていくのであるならば、ちゃんと変えたということを宣言しなければいけないし、そこはちゃんとやっていかなきゃいけないと思うわけです。私は、この市立学校の学校規模の適正化についてというのは、平成12年のときに話し合われたときに、PTAの方にいましたので、このときの情報をたくさん得て持っているのです。

私が出している資料の中でも、平成13年1月25日に、八王子市教育委員会として、この3つの学校は1校に統合するということをしっかり明記して書いてあるわけです。それで、3年前にそれをはっきり言っているわけですから、現状として、三本松が松が谷と統廃合して、鹿島と松が谷が残ったままになっちゃっている。これをこのまま当面見ていくのであるならば、進めると言ってしまった見解の方向を変えましたということはちゃんと伝えるべきなのではないか。

私が出している限りでは、地域は本当に困っている。3校を1校にするということで進めてきたにもかかわらず、協議会は閉じちゃった。それで、今ストップしちゃっているという状況、それでは私はいけないというふうに思います。ですから、このこともぜひ長期的な展望で出していることなのですから、すぐは進められないということはわかりますけれども、

少しずつでも地域としっかり話し合って前進していかななくては、地域の信頼は得られないというふうに私は思っています。

今協議会が閉じてしまった以上、教育委員会がリーダーシップをとってこの話を進めていかないと、いつまでいってもストップしたままになってしまうのかなと、非常に懸念しています。ぜひこれも次回の定例会までにも、今現状はどうなのか、どこまでどう話が進んでいて、どういう状況であるのかということをしっかりとした情報を出していただきたいというふうに思います。

きょうの議案の中にもそのことが出てきていなかったので、質問させていただいたのですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

細野委員 私は、三本松がどうのこうのというよりも、統廃合のルールづくりをきちんとして、それについては議論の余地はないよという形になぜしなかったのか。だから、それがもしそういうルールづくりがちゃんとしていなかったら、我々のときからそれをやるべきだと思う。

小田原委員 心配だったから、そのときに念を押したのは、私の記憶が間違っていなければ、近いうちにというのは、一、二年のうちに1校にするという返事をいただいていると思うのですけれども、協議会を閉鎖したというのは、閉鎖していいのです。閉じちゃったら閉じちゃったで、だけれども、1校にするというのは消えていないというふうに思います。そのときに、協議会をつくるということが必要なかどうかというのは、私たちが決めればいい話であって、意見を聞いて、1校にするかしないかをもう1回やりましょうなんて話ではないと思っています。

成田教育長 今小田原委員さんのおっしゃっていただいたのは、全くそのことでまわっていると思っています。ですから、当面はこの2校が残ったままという形ではなくて、当面2校で教育を推進していきます。それから、これについては、先ほどの発言にもあったように、一、二年のうちにはという、ただ、この一、二年というのを数字に出してしまいますと、数字がひとり歩きしてしまいますから、これについては慎重にということで出さないであります、基本的な方針は全く変わっていない。

それから、閉じたということは、あの協議会をごらんになっていただいてもおわかりのように、協議会自体をあのまま置くことは、委員さんを初めとして、あの地域がまちづくり、人づくりを進めていく上で非常に厳しい状況にある。その会議が終わってまでも、なおかつ委員さんたちは地域で生活している上でも、その会議が波及してしまう。そうい

う中においては、先ほどから委員さんがおっしゃっていらっしゃる閉会にするべきは、私は当然だったと、そういうふうに思っております。

しかし、基本方針は一向に変わっていないので、今齋藤委員さんから、あるいはほかの委員さんからもおっしゃっているように、定期的と言わないまでも、きちんとしたある程度の時期的にはここに挙げて、今どういう状況にあるのか、いつそれを私たち教育委員会がゴーを出すのかというような部分については、委員さんの御意見をちょうだいしたい、そんなふうに思っているところでございます。

細野委員　今教育長はおっしゃったけれども、私は本音はこうだと思う。この中で生活していかなきゃいけないからそれは言えないということは多分あると思うのです。だとすると、そういうことがあったり、例えば一、二年でと言っているんだけれども、それを見本にしなかった。そうすると、そこに裁量性が入ってくるわけです。そうすると、それぞれの思惑で、一、二年でやるつもりだった、そんなことは書いていないからおれは知らないよ、こういう話になっちゃうわけです。

ですから、ここはルールをきちんとするというのをやって、そこには裁量化が入るすきがないよというのをどうやってつくるか。これをやっていかないと、これからもどんどんこういう問題は出てくると思いますから。たまたまこれまでの統廃合では出なかったかもしれない。でも、それは人を得たかもしれない。でも、みんなそういう人を得るケースが一般的なのかというと、そうでない人はたくさんいますから、そうしたら、そこに住む人たちが非常に苦しい目をするということはまたやり切れないことになるから、この場で全部ルールづくりをしてしまおうということをやった方がいいと思います。そういうことを私は提案したい。

齋藤委員　私もそれについて全く賛成で、ずっとそれを言い続けてきているわけです。今後のことを考えていったときに、統廃合は避けては通れないと思います。毎度毎度協議会なんかをやっているのは、本当にそれは利害関係は必ずあるわけですから、こちらが嫌だと言えば、いいと言えば、必ずこれはどうやったってまとまらないというのは、聞いていてもわかります。寺田なんか、本当に奇跡的にうまくいった方だと思います。それでもあれだけでもめた。

今後、これを進めていくうちに、毎度毎度あれをやっているのは、ある程度のルールづくりというのは絶対に必要だと思う。それも、相当慎重にやらないと、つくらなきゃならない。それでなくても時間がかかる。本当にすぐ動き出して、ルールづくりを考えていくの

は、私も必要だと思っています。

ですから、この問題も、今教育長が言ってくださいましたけれども、どこかでちゃんと現状を市民にわかるように報告をしていかないと、幾ら教育長が、考えています、思っていますと言っても、それがどこかで発表されていかないと、ほうっておかれているというイメージはずっと地域は持っていると思います。ほうっておかれたままになっちゃっているというふうに。

だから、今こういう形でやっているのと、今ルールづくりも一生懸命考えていると。ルールづくりはルールづくり、今、三本松のところはこうやって考えていますよというところはしっかりと公表していく義務があるだろうというふうに私は思うので、ぜひそれを実行していただきたいという提案をさせていただきたいと思います。

名取委員長 一言お願いですけれども、今までもルールづくりというのは考えの中にあっただと思います。それがなぜ今までできなかったかということ、あるいはしなかったかどうかわかりませんが、その辺をきちんと次回には、これこれ、こういう理由でできない、法令でできない、あるいは条例でなきゃできないとか、いろいろあろうかと思いますが、その辺の委員さん全員にわかるように、今までできなかった理由をきちんと説明していただいて、そのためにはどうするかということもつくる方向でぜひ考えていきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

細野委員 八王子の人口統計は何メートルメッシュで手に入るのか、それを後で調べてください。50メートルメッシュなのか、100メートルメッシュなのか、500メートルメッシュなのか、1キロメートルメッシュなのか。そうすると、人口予測ができますから。

小田原委員 ないのではないかな。地域ごとじゃないかな。

坂本学校教育部長 国勢調査は1点メッシュを切って調べていますから……。

小田原委員 その1点メッシュというのは何なの。

坂本学校教育部長 その大きさがどれだけか把握はしていないですけれども……。

小田原委員 メートル単位ではないでしょう。調査範囲でしょう。調査の母体の範囲。だから、あれは、町会です。

細野委員 例えば東京都は、何メートルメッシュか知らないけれども、人口統計を持っているはずで。その細かいものはどこかの市販でもあるかもしれない。そんなものも使って、GISでシミュレーションして、将来どうなるよと、全部調べておけばいいのです。そんなものは、科学的にやればできるから。

小田原委員 山の開発がありますけれどもね。

細野委員 もちろん、それはありますけれども、それだって、結構計画の情報はあるのだから。それも調べておいてくれますか。どのあたりから手に入るか……。

小田原委員 統廃合担当の部署ができるのか、できなければ、それなりの勉強会、ワーキンググループをつくってもらって、今のお2人の要望をきちんと報告できる、その報告もこういう場で公表できるものとしてできるのか。

成田教育長 委員さんそれぞれ貴重な御意見をいただきました。私どもの方もこれについては主幹を置いておりますので、まずそこからどのようにできるかということをご提案させていただくということをしていただきます。

小田原委員 基本は、学区撤廃です。学区区域撤廃、それから、学校規模の設定だというふうに思っているのです。学校をどこに置くかという問題が残る作業だろうというふうに思います。何でできないのかといたら……。

細野委員 合理的な説明ができるようにしなきゃいけない。

成田教育長 住民を説得できるような、理解していただくような……。

名取委員長 できるだけ早くよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願ひます。

また、事務局についても、関係部長及び参事並びに課長及び担当者のみ出席願ひます。

【午後2時58分休憩】